

■「グリーン住宅ポイント制度の内容について」の変更点について

別添1

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2020.12.22	5	(ただし、(ii)については、移住する3ヶ月前までを起算点とすることができる。)	(ただし、(ii)については、移住する3ヶ月前までを起算点とすることができる。また、東京圏(条件不利地域を除く。)に居住しつつ、東京23区内の大学等 ^{※4} へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。)
2020.12.22	6		(注釈の追加) ※4 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいいます。
2020.12.22	6		(注釈の追加) ※ グリーン住宅ポイント制度の対象とする建材・設備の登録製品は、今後、公募したうえで、基準への適合審査が完了したものから、今後選定する事務局より公表する予定です。なお、次世代住宅ポイント制度で登録されていた製品については、基準への適合審査が早期に完了する可能性があります。
2020.12.22	7	(5)賃貸住宅の新築 建築主が賃貸の用に供するために新築する共同住宅等であって、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1} に適合する、すべての住戸の床面積が40m ² 以上の賃貸住宅を対象 ^{※2} とします。	(5)賃貸住宅の新築 建築主が賃貸の用に供するために新築する共同住宅等であって、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1} に適合する、すべての住戸の床面積 ^{※2} が40m ² 以上の賃貸住宅を対象 ^{※3} とします。
2020.12.22	7		(注釈の追加) ※2 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く)により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。
2020.12.22	16,17,18,19,20	通勤状況が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)	通勤・通学状況が確認できる書類(在職証明書、退職証明書、在学証明書、卒業証明書等)
2020.12.22	18,20	D.【ポイント発行申請時における東京23区内への通勤期間が要件に満たない場合】	D.【ポイント発行申請時における東京23区内への通勤・通学期間が要件に満たない場合】
2020.12.22	19	G. 東京圏(条件不利地域を除く。)から移住した日以前の居住地が確認できる書類(住民票の写し、住民票の除票、戸籍の附票等。最大10年間分) H.【Gが東京23区以外の場合】東京圏(条件不利地域を除く。)から移住した日	G. 東京圏(条件不利地域を除く。)から移住する日以前の居住地が確認できる書類(住民票の写し、住民票の除票、戸籍の附票等。最大10年間分) H.【Gが東京23区以外の場合】東京圏(条件不利地域を除く。)から移住する日
2020.12.22	24	・事務局の公募：令和2年12月頃	・事務局の公募：令和2年12月18日～令和3年1月18日まで
2020.12.28	4		(注釈の追加) ※ 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象とします。
2020.12.28	4	②一定の性能を有する住宅	②一定の省エネ性能を有する住宅
2020.12.28	8	建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1}	建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合 ^{※1}
2020.12.28	8	※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第9条の2及び第9条の3第2項から第4項までに定める外皮性能及び一次エネルギー消費量に関する基準。以下同じ。	※1 当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に適合すること及び当該共同住宅等のBEI(設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。))を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいう。)が0.9以下であることをいう。以下同じ。
2020.12.28	31	※一部調整中のものがあります。	(削除)
2021.1.28	1,2	本制度の実施は、令和2年度第三次補正予算の成立を前提としています。以下の内容は変更があり得ることに留意ください。	(削除)
2021.1.28	2	※2 完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したくないもの。以下同じ。	※2 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したくないもの。以下同じ。
2021.1.28	4	※次の(1)～(5)に掲げる性能等の複数を満たす場合であっても、同一の住宅について、(1)～(5)のタイプを重複して申請することはできません。例えば、既存住宅を購入して、当該住宅をリフォームする場合、次の(3)及び(4)のタイプのいずれにも該当する可能性がありますが、ポイント発行申請は(3)又は(4)のタイプのいずれかで行うことになります。ただし、同一の住宅について(4)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(4)のタイプ内で、複数回の申請を行うことは可能です。 ※本制度と補助対象が重複する補助制度については、原則として、本制度と当該補助制度との併用はできません。詳細については、国土交通省のホームページにて後日公表します。	※次の(1)～(5)に掲げる性能等の複数を満たす場合であっても、同一の住宅について、(1)～(5)のタイプを重複して申請することはできません。例えば、既存住宅を購入して、当該住宅をリフォームする場合、次の(3)及び(4)のタイプのいずれにも該当する可能性がありますが、ポイント発行申請は(3)又は(4)のタイプのいずれかで行うことになります。また、同一の住宅について、(1)～(3)及び(5)のタイプ内で複数回の申請をすることもできません。ただし、同一の住宅について(4)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(4)のタイプ内で、複数回の申請を行うことは可能です。 ※同一の申請者が、自ら居住する住宅であることを要件としている申請タイプを複数回申請することはできません。 ※本制度と補助対象が重複する補助制度については、原則として、本制度と当該補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的な内容は別紙8の通りです。

2021.1.28	5	※ 対象となる空き家バンクの一覧は、 準備が整い次第 、国土交通省のホームページ等において公表します。	※ 対象となる空き家バンクの一覧は、 下記 国土交通省のホームページにおいて公表しております。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html
2021.1.28	6	※ グリーン住宅ポイント制度の対象とする建材・設備の登録製品は、今後、公募したうえで、基準への適合審査が完了したのから、 今後選定する 事務局より公表する予定です。なお、次世代住宅ポイント制度で登録されていた製品については、基準への適合審査が早期に完了する可能性があります。	※ グリーン住宅ポイント制度の対象とする建材・設備の登録製品は、今後、公募したうえで、基準への適合審査が完了したのから、事務局より公表する予定です。なお、次世代住宅ポイント制度で登録されていた製品については、基準への適合審査が早期に完了する可能性があります。
2021.1.28	9	(ろ)多子世帯が取得する住宅 ポイント発行申請時点において、18歳未満※の子3人以上と同居する者が取得する住宅。 ※ 令和2年12月15日(令和2年度第三次補正予算案閣議決定日)時点又はポイント発行申請時点	(ろ)多子世帯が取得する住宅 ポイント発行申請時点において、18歳未満※の子3人以上を有する世帯が取得する住宅。 ※ 令和2年12月15日(令和2年度第三次補正予算案閣議決定日)時点又はポイント発行申請時点
2021.1.28	10	(1)発行ポイント数の算定方法 1戸あたりの発行ポイント数は、対象住宅の要件等に応じて、次の(2)①から③におけるポイント数のいずれか、及び、④におけるポイント数の合計とします。	(1)発行ポイント数の算定方法 1戸あたりの発行ポイント数は、対象住宅の要件等に応じて、次の(2)①から④におけるポイント数のいずれかとします。なお、次の(2)①から③に該当する住宅であって、(2)④に該当する住宅の場合には、(2)④におけるポイント数を加算したポイント数とします。
2021.1.28	10	(1)発行ポイント数の算定方法 1戸あたりの発行ポイント数は、次の(2)①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を実施する場合に、対象となるリフォーム工事等に応じて、次の(2)①～⑦におけるポイント数の合計とし、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示すポイント数を限度とします。なお、1申請あたり①～⑥の合計ポイント数が50,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。	(1)発行ポイント数の算定方法 1戸あたりの発行ポイント数は、次の(2)①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を実施する場合に、対象となるリフォーム工事等に応じて、次の(2)①～⑦におけるポイント数の合計とし、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示すポイント数を上限とします。なお、1申請あたり①～⑥の合計ポイント数が50,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。
2021.1.28	14	なお、具体的な商品については、公募により選定する予定です。公募の準備が整い次第、国土交通省のホームページ等でお知らせします。 ・「新たな日常」に資する商品 ・省エネ・環境配慮に優れた商品 ・防災関連商品 ・健康関連商品 ・家事負担軽減に資する商品 ・子育て関連商品 ・地域振興に資する商品	なお、具体的な商品については、 今後 、公募により選定します。交換商品募集要項については、 下記 国土交通省のホームページにおいて公表しております。 ・「新たな日常」に資する商品 ・省エネ・環境配慮に優れた商品 ・防災関連商品 ・健康関連商品 ・家事負担軽減に資する商品 ・子育て関連商品 ・地域振興に資する商品 ※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html
2021.1.28	14	なお、対象となる工事の例について、 準備が整い次第 、国土交通省のホームページ等でお知らせします。 (1)「新たな日常」に資する追加工事 ・ワークスペース設置工事 ・音環境向上工事 ・空気環境向上工事 ・菌・ウイルス拡散防止工事 ・家事負担軽減に資する工事 (2)防災に資する追加工事	なお、対象となる 追加 工事の例については、 下記 国土交通省のホームページにおいて公表しております。 (1)「新たな日常」に資する追加工事 ・ワークスペース設置工事 ・音環境向上工事 ・空気環境向上工事 ・菌・ウイルス拡散防止工事 ・家事負担軽減に資する工事 (2)防災に資する追加工事 ※国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html
2021.1.28	15	ポイント発行申請期間：準備が整い次第開始（開始時期について、令和3年2月頃公表予定） ※ ポイント発行申請の開始日は、予算成立後に事務局（公募により、選定する予定。）の体制が整い次第決定します。 ※ ポイント発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。（ただし、遅くとも令和3年10月末までに締め切ります。）	ポイント発行申請期間：令和3年4月～遅くとも令和3年10月31日（予定） ※ ポイント発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
2021.1.28	16	ポイント交換申請期間：準備が整い次第開始（開始時期について、令和3年2月頃公表予定） ※ ポイント交換申請の締め切りは、ポイント発行申請の締め切りに応じて別途公表します。（ただし、遅くとも令和4年1月15日までに締め切ります。）	ポイントの追加工事への交換申請：令和3年4月～遅くとも令和3年10月31日（予定）※ ポイントの商品への交換申請：令和3年6月～令和4年1月15日（予定） ※ 申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
2021.1.28	17	VI. 申請方法 申請手続きは、現時点で想定している内容であり変更となる場合があります。申請に必要な書類や提出方法は、 今後選定する 事務局が後日公表する申請の手引きを必ずご確認ください。	VI. 申請方法 申請手続きは、現時点で想定している内容であり変更となる場合があります。申請に必要な書類や提出方法は、事務局が後日公表する申請の手引きを必ずご確認ください。
2021.1.28	17,18,19,20,21	※詳細未定です。決定次第、公表いたします。	(削除)
2021.1.28	24	各申請書類の提出は、 今後選定する 事務局に対して行うものとなります。 詳細については、後日公表します。	各申請書類の提出は、事務局に対して行うものとします。 詳細については、後日公表します。
2021.1.28	25	VII. 問い合わせ先 今後選定する 事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。	VII. 問い合わせ先 事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。

2021.1.28	25	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の公募: 令和2年12月18日～令和3年1月18日まで 制度WEB動画公開: 令和3年1月頃 事務所の開設: 令和3年2月頃 対象となる建材・設備の公募: 準備が整い次第開始※1 交換商品の公募: 準備が整い次第開始※1 ポイント発行申請: 準備が整い次第開始※1～令和3年10月31日(予定)※2 ポイントの追加工事への交換申請: 準備が整い次第開始※1～令和3年10月31日(予定) ポイントの商品交換申請: 準備が整い次第開始※1～令和4年1月15日(予定) <p>※1 開始時期について、令和3年2月頃公表予定 ※2 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の公募: 令和2年12月18日～令和3年1月18日まで 制度WEB動画公開: 令和2年12月28日 事務所の開設: 令和3年2月中旬 対象となる建材・設備の公募: 令和3年1月28日～令和5年4月上旬 交換商品事業者の公募: 令和3年2月中旬～令和3年10月31日 交換商品の公募: 令和3年2月中旬～令和3年11月30日 ポイント発行申請: 令和3年4月～遅くとも令和3年10月31日(予定)※1 ポイントの追加工事への交換申請: 令和3年4月～遅くとも令和3年10月31日(予定)※1 ポイントの商品への交換申請: 令和3年6月～令和4年1月15日(予定) <p>※1 申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p>
2021.1.28	32		(追加) 確認書類: フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)※3(令和3年1月以降に設計検査の申請をし、金利Bプランの省エネ性に適合しているもの) 確認証明機関: 適合証明機関
2021.1.28	32	確認書類: BELS評価書(ZEHマークが表記されたもの)	確認書類: BELS評価書(ZEHマークまたはZEH-Mマークが表記されたもの)
2021.1.28	32	※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。 ※2 対象となる住戸が認定を受けている場合に限りです。 ※3 対象となる住戸に対してZEHマークが表記された場合に限りです。	※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。 ※2 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象とします。 ※3 工事完了前のポイント発行申請の際に「本制度の対象であることを証明する住宅証明書等」として添付する場合は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。 ※4 売買契約締結後に限り、発行を行う場合があります。
2021.1.28	34	外壁、屋根・天井、床の断熱改修 施工証明書★又は納品証明書★	外壁、屋根・天井、床の断熱改修 吹込み・吹付けの場合 施工証明書★ 上記以外の場合 納品証明書★
2021.1.28	34	節水型トイレの設置 性能証明書★	節水型トイレの設置 対象製品証明書★(納品書※1を添付)
2021.1.28	34	高効率給湯機の設置 性能証明書★	高効率給湯機の設置 対象製品証明書★(納品書※1を添付)
2021.1.28	34	節湯水栓の設置 性能証明書★	節湯水栓の設置 対象製品証明書★(納品書※1を添付)
2021.1.28	34		(注釈の追加) ※1 対象製品証明書に添付する納品書は、納入者や納入先、対象製品型番等が記載されたもので、対象製品の納入者(メーカー、流通事業者、販売会社、販売店など)が発行する書類です。
2021.1.28	34	一部調整中のものがあります。	(削除)
2021.1.28	35		(追加) 別紙8